

第1章

計画の基本的事項

本章は、計画改定の背景、計画策定及び改定の趣旨、計画の役割、主体別の責務、計画の期間等、計画の基本的事項を明らかにします。

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

本市では、1991年に「川崎市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定・公布するとともに、1994年には環境基本条例に基づく環境基本計画を全国に先駆けて策定しました。その後、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質をはじめとする新たな環境問題の出現や地球温暖化の防止、循環型社会の形成等に向けた新たな枠組みの整備等、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、目標や施策等の一部見直しを行い、2002年に環境基本計画（以下「旧計画」という。）を改訂しました。

改訂後、国において、「循環型社会形成推進基本計画」（2003年3月）が策定され、また、その見直しが行われ、「第2次循環型社会形成推進基本計画」（2008年3月）が策定されました。さらに、この間、「第3次環境基本計画」（2006年4月）が策定されるなど、今後の国の環境政策の方向性を示す計画が示されました。

一方、本市においては、2004年度に浮遊粒子状物質の環境大気中濃度について市内全測定局で環境基準を達成したり、化学物質の環境への排出量が大幅に削減されたりするなど、これまでの計画の実施によって一定の成果が得られたものの、大規模な市街地の再開発などにより、予想を上回る人口の増加に伴うごみ量の増加や緑の喪失が懸念されることなどから、今後、これらの課題への対応が求められます。

また、本市の計画として、基本構想と実行計画を定めた新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が2005年3月に、その第2期実行計画が2008年3月にそれぞれ策定されました。その他の計画として、一般廃棄物処理基本計画（2005年4月）、環境教育・学習基本方針（2006年3月）、多摩川プラン（2007年3月）、緑の基本計画（2008年3月）などの種々の計画の策定や見直しが行われ、様々な施策を推進しています。

こうした中、地球温暖化対策については、国際的に実効性のある枠組みの構築などの検討が進められ、国内においても様々な取組が進められる中で、本市における対策を一層強化するため、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門などを含めた各主体による「地球温暖化対策のルール」として、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を2009年12月に制定し、また、2010年10月には、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定するなど、地球温暖化対策に向けた取組を推進しています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、地球温暖化対策をはじめとした重点分野を掲げるとともに、旧計画における目標が未達成の課題をはじめとして、環境に係る国内外の社会情勢、環境行政の新たな動向等に対応し、本市の環境行政をより総合的に推進する計画として改定を行いました。

2 計画策定及び改定の趣旨

環境基本条例では、環境政策の理念を次のように定めています。

「川崎市環境基本条例」第2条 環境政策の理念

- 1 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。
- 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。

川崎市環境基本計画は、こうした理念の実現に向けて、環境基本条例第8条の規定に基づき、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市基本構想を踏まえて策定したものです。

このほか、計画策定の視点として環境基本条例第3条に規定する環境政策の基本原則である「施策の総合性」、「科学的予見性」、「生態系への配慮」、「地球環境への配慮」、「市民の参画と協働」を踏まえています。

また、計画改定に当たっては、次の点を念頭に置いています。

- 地域の生活環境のみならず、地球環境を見据えた計画づくり
- 多様な主体の環境配慮行動を促進する計画づくり

さらに、改定に当たり、次の事項に留意しています。

■環境分野の計画の総合化

環境分野における様々な計画との整合に留意した上で、環境全般にわたる計画として整理すること。

■他分野の計画との整合

環境分野以外の計画においても環境の視点が盛り込まれてきており、こうした関連計画とも整合を図り、環境面での施策の進行管理を行う仕組みを設けること。

■総合的な評価方法の設定

計画の達成状況の評価に関して、個々の成果等の評価を行うだけでは得られない、環境行政が進んでいる方向を知る目安とするために、計画全体についての総合的な評価方法について定めること。

■新総合計画との整合

旧計画の公表後に、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」が定められたことから、基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「『誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき』をめざして」を環境面から実現を図る計画とすること。

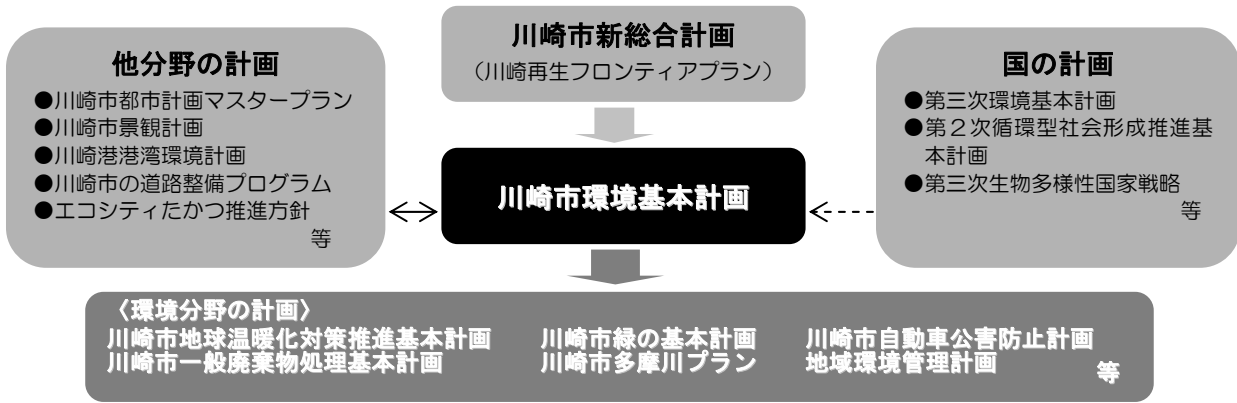


図 1-1 川崎市環境基本計画の位置づけ

3 他の計画との関係

前項に述べた策定及び改定の趣旨を踏まえ、本計画では、総合計画や環境分野の計画との関係を次のとおりとしています。

【新総合計画との関係】

前項のとおり、環境基本条例では、基本構想を踏まえて本計画を定めるものとしています。このため、本計画における「めざすべき環境像」において、基本構想を踏まえています。また、「基本的施策」など計画により推進する取組全体に関して、新総合計画との整合を図っています。

【分野別計画との関係】

本計画は、環境の各分野において定められている計画と一体となって取組を進める必要があることから、これらの計画と目標や施策等について整合を図っています。

本計画との整合に特に留意した計画を表 1-1 に示します。個々の取組に当たっては、これらの計画に示された内容についても十分に踏まえる必要があります。

また、以上のとおり整合を図っているため、分野別計画について目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、本計画に定めた「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うなど、本計画に定める目標、施策、環境配慮指針等との調整を行います。

このほか、本計画では、条例に基づく基準等と整合を図り目標等を設定している場合があるため、基準等の見直しを実施する場合においても同様に調整を行います。

表 1-1 本計画との整合に特に留意した各分野の計画

分野※	計画名
◆全般	●新総合計画 川崎再生フロンティアプラン
◆地域から地球環境の保全に取り組むまち	●川崎市地球温暖化対策推進基本計画
◆環境にやさしい循環型社会が営まれるまち	●川崎市一般廃棄物処理基本計画—かわさきチャレンジ・3R— ●第5次川崎市産業廃棄物処理指導計画
◆多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち	●川崎市緑の基本計画 ●川崎市多摩川プラン
◆安心して健康に暮らせるまち	●川崎市自動車公害防止計画 ●川崎市地下水保全計画 ●川崎市河川水質管理計画

※全般以外については、第3章に示す「6つのまちの姿」に基づき分類しています。

4 計画の役割

本計画は、良好な都市環境の保全及び創造をめざす総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、環境行政の基本指針であるとともに、市民や事業者の環境保全に係る行動や取組の指針ともなるものです。本計画では、次の役割を明らかにします。

環境に影響を及ぼす市の計画の策定や施策の実施に対し、環境の保全と創造を図る上での方向性を示します。

総合的な視点から計画の対象とする環境を幅広くとらえ、長期的な展望に立っためざすべき環境像を示します。

環境の保全及び創造に当たっての課題に対し優先的に取り組む内容を重点分野として示します。

めざすべき環境像の実現に必要な目標及び施策の体系を示すとともに、毎年度の進行管理を適切に行う仕組みを示します。

環境配慮の主体となる、市民、事業者及び市の各々の役割並びに環境資源を利用するに当たっての環境配慮事項を示します。

5 主体別の責務

本計画は、市が取り組むべき環境施策等を示すものですが、計画の効果的な推進に当たっては市民や事業者にも一定の責務が求められることから、環境基本条例では、次の事項が定められています。

市民の責務	事業者の責務	市の責務
市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。	事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。	市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

市民や事業者は、本市が進める計画の目標を共有し、計画の推進に協力することが求められます。特に、第5章の重点分野（「市の取組」、「市民・事業者の取組例」）及び第7章の環境配慮指針（「主体別環境配慮指針」）では、具体的な環境の保全及び創造の行動例を示し、各主体の自主的な取組や計画推進への協力を促しています。

6 計画の期間

計画の期間は、2020（平成32）年度までの10年間とします。

目標の達成状況や、環境問題・環境行政を取り巻く国内外の情勢、社会経済情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

7 計画の構成

環境基本計画 本編	別冊資料
<p>第1章 計画の基本的事項 —計画改定の背景、改定の趣旨等—</p> <p>第2章 環境の現況とこれまでの取組 —人口、土地利用、産業構造、環境の現況等—</p> <p>第3章 計画がめざす環境像 —めざすべき環境像、6つのまちの姿—</p> <p>第4章 計画の目標 —環境政策とその目標、環境要素・環境項目とその目標—</p> <p>第5章 重点分野 —8つの重点分野を設定—</p> <p>第6章 基本的施策 —分野別の基本施策を設定—</p> <p>第7章 環境配慮指針 —地域別・主体別・事業別環境配慮指針—</p> <p>第8章 計画の推進 —推進体制、計画の評価、進行管理等を設定—</p>	<p>施策事業集 —年度別施策・事業—</p>

【別冊資料 施策事業集について】

計画に示す具体的な施策事業は、環境や社会の変化、取組の進捗状況などにより、計画期間中に繰り返し変更が必要になると考えられます。このため、本計画では施策事業について、計画策定時に「施策事業集」として別冊資料で示し、策定の次年度以降は、毎年公表する「環境基本計画年次報告書」で別冊資料に示された施策事業を毎年更新していきます。

【環境基本計画年次報告書について】

「環境基本計画年次報告書」は、環境基本計画の進行管理を図るために作成し、環境の現状、施策の実施状況を明らかにするものです。

また、上記のとおり、計画の策定時に「別冊資料 施策事業集」に示された施策事業について、毎年「環境基本計画年次報告書」で更新していきます。